

JRFU（新）倫理規程の概要

第1条（目的）

- ▶ なぜ倫理規程が存在するのか
- ▶ なぜJRFUは処分を行うのか
- ▶ スポーツ・インテグリティを墨守していることを示すことは、団体自治の根幹にある

【該当条文】

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の関係者（以下「日本協会関係者」という）が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、日本協会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

【解説】

目的自体は記載のとおりです。

なぜJRFUが処分を行わなければならないか、その根源にはスポーツ・インテグリティの墨守があり、さらには団体としての自治を確保することがあります。

第2条（適用範囲） (1)役員等

- ▶ 日本協会の評議員、理事、監事
- ▶ 支部協会の支部役員（あくまでも同一法人の支部であるため）
- ▶ ×都道府県協会の役員

【該当条文】

第2条 この規程において、日本協会関係者とは、以下の者をいう。

（1）役員等

ア 日本協会の評議員、理事及び監事

イ 支部に関する規程に定める支部協会の支部役員

【解説】

役員等、職員、登録者等が、個人としての倫理規程の対象者＝日本協会関係者、であり、それぞれの意味は以下に述べるとおりです。

役員等には、日本協会の評議員、理事及び監事及び支部に関する規程に定める支部協会の支部役員が含まれます。

都道府県協会の役員が遵守せずともよいという意味ではなく、それぞれが都道府県協会の規定に従って処分されることを想定しています（直接の登録関係や委任関係がないため）。ただし、別のポジションを有していればそのポジションで処分されます。

第2条（適用範囲） (2)職員

- ▶ 日本協会の職員
- ▶ 支部協会の職員（あくまでも同一法人の支部であるため）
- ▶ ×都道府県協会の職員

【該当条文】

第2条 この規程において、日本協会関係者とは、以下の者をいう。

（2） 職員

ア 日本協会の職員

イ 支部協会の職員

【解説】

職員等には、日本協会の職員及び支部協会の職員が含まれます。

都道府県協会の職員が遵守せずともよいという意味ではなく、それぞれが都道府県協会の規定に従って処分されることを想定しています（直接の登録関係や委任関係がないため）。ただし、別のポジションを有していればそのポジションで処分されます。

第2条（適用範囲） (3)登録者等

- ▶ チームの登録等に関する規程に従って、日本協会に登録されたチームの選手及び役員
- ▶ 大会又は試合において日本協会が認める特別の規定に従って、日本協会に登録されることなく、日本協会又は支部協会が主催又は共催する大会又は試合に出場することを認められたチームの選手及びチームの役員

【該当条文】

第2条 この規程において、日本協会関係者とは、以下の者をいう。

(3) 登録者等

ア チームの登録等に関する規程に従って、日本協会に登録されたチームの選手及び役員

（代表者、監督、コーチ、プレーヤー、マネージャー、メディカルサポーター、トレーナー、チームドクターを含むが、これに限らない）

イ 大会又は試合において日本協会が認める特別の規定に従って、日本協会に登録されることなく、日本協会又は支部協会が主催又は共催する大会又は試合に出場することを認められたチームの選手及びチームの役員

【解説】

チーム登録時に登録された者は原則として上記アに該当します。

アには該当しないものの、大会運営規定に従って、大会参加申込時に登録された者はイになります。主に想定されるのは、①タグラグビーの小学生向け大会など、そもそも登録を求めている者と、②チーム登録時の登録がないが、個別の大会において帯同者として登録されているチームの役員＝スタッフです。

第2条（適用範囲） (3)登録者等

- ▶ 日本協会、支部協会又は都道府県協会に登録された審判
- ▶ ラグビー指導者に関する規程に従って、指導者登録を受けた者
- ▶ 日本協会の委員
- ▶ 支部協会の委員
- ▶ その他日本協会又は支部協会が主催、共催する事業に関与する者

【該当条文】

第2条 この規程において、日本協会関係者とは、以下の者をいう。

(3) 登録者等

- ウ 日本協会、支部協会又は都道府県協会に登録された審判
- エ ラグビー指導者に関する規程に従って、指導者登録を受けた者
- オ 日本協会の委員
- カ 支部協会の委員
- キ その他日本協会又は支部協会が主催、共催する事業に関与する者

【解説】

記載のとおりです。都道府県協会の委員は含まれませんが、その理由は役員等、職員に記載するものと同様です。

第2条（適用範囲） 2 登録チーム

- ▶ この規定において、登録チームとは、チームの登録等に関する規程に従って、日本協会に登録されたチームをいう。

【該当条文】

2 この規定において、登録チームとは、チームの登録等に関する規程に従って、日本協会に登録されたチームをいう。

【解説】

記載のとおりです。

第3条（遵守事項） 1 原則

- ▶ 日本協会関係者は、常にスポーツマン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ラグビーの健全な普及・発展に努めなければならない。
- ▶ 原則、理念を示したもの

【該当条文】

1 日本協会関係者は、常にスポーツマン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ラグビーの健全な普及・発展に努めなければならない。

【解説】

遵守事項の背景にある概念であり、社会規範を遵守することが期待されていることが明記されています。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶ （１）法令に違反すること
- ▶ （２）日本協会、支部協会、都道府県協会及び日本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

- （１）法令に違反すること
- （２）日本協会、支部協会、都道府県協会及び日本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること

【解説】

法令違反はまさに国の法律に違反するだけでなく、遵守事項違反となります。日本協会やその傘下にある団体、また日本協会が加盟する団体（JOCやJSPO、WRがあげられます）の規定違反や決定に対する違反もまた、遵守事項違反となります。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（3）日本協会関係者として、日本協会、支部協会若しくは都道府県協会が主催、共催する大会、試合若しくは事業、又は登録チームの活動に関連し、暴力、暴言、差別的言動、脅迫、強要、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、無視その他の不適切な行為を行うこと
 - ▶ 解釈は各種議論を参考にする

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（3）日本協会関係者として、日本協会、支部協会若しくは都道府県協会が主催、共催する大会、試合若しくは事業、又は登録チームの活動に関連し、暴力、暴言、差別的言動、脅迫、強要、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、無視その他の不適切な行為を行うこと

【解説】

不適切な行為を、協会や登録チームに関連して行うことがすべて遵守事項違反となります。

不適切な行為の解釈としては、各種団体が発表してきたハラスメントに関する議論などが参考になります（IOC SAFEGUARDING TOOLKITやILO仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約など）。

協会や登録チームに関連して、の範囲は、具体的な行為に応じて異なるものと考えられ、個別の事情を考慮することになります。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（４）日本協会、支部協会、都道府県協会及び日本協会が加盟する団体、並びにラグビーフットボールにかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（４）日本協会、支部協会、都道府県協会及び日本協会が加盟する団体、並びにラグビーフットボールにかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと

【解説】

具体的にどのような行為が名誉又は信用を毀損することになるかはケースにより異なります。役員等や職員が対象となりやすいですが、登録者等であっても、そのポジションによっては、名誉又は信用を毀損することがあり得ると考えられます。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（５）大会又は試合に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること
- ▶（６）大会又は試合に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること
- ▶ KEEP RUGBY ONSIDE

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（５）大会又は試合に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること

（６）大会又は試合に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること

【解説】

具体的な行為として問題となる例は、KEEP RUGBY ONSIDEなどを参考にしてください。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（7）補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること

【該当条文】

- 2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。
（7）補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること

【解説】

主に役員等、職員が対象ですが、チームが団体等から補助金を受けているケースなども考えられます。

所得税の脱税や法人税の脱税全てを対象とするものではありません。結果的にラグビーの価値を毀損するかどうかという観点から判断がなされるため、プロラグビー選手の所得税の脱税や、登録チームを運営することのみを目的とする法人の法人税の脱税は、当該規定に違反すると考えられることが多いといえます。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（８）反社会的勢力を不当に利用し、反社会的勢力に資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与し、又は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（８）反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）を不当に利用し、反社会的勢力に資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与し、又は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

【解説】

反社会的勢力との関係を有することは、インテグリティを毀損する典型例といえますので、処分の対象となります。

なお、反社会的勢力そのものが登録することができないように、チーム登録に関する規程も改定予定です。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（9）その他、ラグビーフットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと
 - ▶ その他もろもろ
 - ▶ あくまで例外的に利用される

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（9）その他、ラグビーフットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと

【解説】

いわゆる「バスケット条項」です。

他の規定に当てはめ難いが、ラグビーの価値を下げるものを対象としますが、典型的なものは列挙されているため、適用は慎重であるべきと考えられます。

第3条（遵守事項） 2 日本協会関係者の遵守事項

- ▶（10）第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと

【該当条文】

2 日本協会関係者は、以下の行為を行ってはならない。

（10）第三者が前各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと

【解説】

日本協会関係者が遵守行為に反するときに、遵守行為違反を助けたり（幫助）、示唆したり（教唆）、権限があるのに黙認したりすることがこれに当たります。適切な対応を行わないことの中には、JRFU内のしかるべき部門（インテグリティオフィサーなど）に報告しないことも含まれます。

第3条（遵守事項） 3 登録チームの遵守事項

- ▶ 登録チームは、所属する選手及び役員をして、前項に定める行為を行うことのないよう、監督しなければならない。

【該当条文】

3 登録チームは、所属する選手及び役員をして、前項に定める行為を行うことのないよう、監督しなければならない。

【解説】

登録チームという団体にできることというのは限られますが、団体として、所属する者が遵守事項に違反しないよう、組織的に監督することが求められます。

第3条（遵守事項） 4 アンチ・ドーピング

- ▶ 第2項の定めにかかわらず、アンチ・ドーピングに関しては、アンチ・ドーピング規程の定めによる。

【該当条文】

4 第2項の定めにかかわらず、アンチ・ドーピングに関しては、アンチ・ドーピング規程の定めによる。

【解説】

アンチ・ドーピングについては、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程の要請から、アンチ・ドーピング規程が別途定められており、これに従うこととなります。

第3条（遵守事項） 5 特別の定め

- ▶ 第2項の定めにかかわらず、日本協会は、規律委員会による事前の承認を得た場合に限り、大会又は試合ごとに、別途の遵守事項及びこれに対する処分を定めることができる。
 - ▶ TL表彰懲罰規程等

【該当条文】

5 第2項の定めにかかわらず、日本協会は、規律委員会による事前の承認を得た場合に限り、大会又は試合ごとに、別途の遵守事項及びこれに対する処分を定めることができる。

【解説】

トップリーグの表彰懲罰規程等、例外的な取り扱いを定めることは可能ですが、その際には規律委員会における承認を要するものとします。平等原則（同一の行為には同一の処分を課す）の観点から、独自の処分は原則として認めないという意味合いもあります。

第4条（処分） 1(1) 役員等に対する処分

- ▶ 上から下にかけて重くなる（以下同じ）

【該当条文】

1 日本協会関係者が遵守事項に違反したとき、日本協会は、以下に定める処分を課することができる。

（1）役員等

- ① 戒 告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 減 俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- ④ その他、法律並びに日本協会及び支部協会の定款に定める処分

【解説】

役員等（日本協会の評議員、理事及び監事及び支部に関する規程に定める支部協会の支部役員）については、法律および定款の定めに従った処分（④その他）が原則となります。このうち、法人法が直接適用される評議員、理事及び監事については、法律と定款の双方が問題となりますが、支部役員については日本協会の規定のみが問題となります。

第4条（処分） 1(2) 職員に対する処分

▶ 各々に適用される就業規則に基づく処分

【該当条文】

1 日本協会関係者が遵守事項に違反したとき、日本協会は、以下に定める処分を課することができる。

（2）職員

各々に適用される就業規則に基づく処分

【解説】

倫理規程は職員の遵守事項にはなりますが、そのまま適用されるわけではなく、あくまでも就業規則によって処分が下されます。

第4条（処分） 1(3) 登録者等に対する処分

- ▶ 出場停止と登録資格停止の違い
 - ▶ 出場停止は、「公式戦」の停止のみ
 - ▶ 登録資格停止は、協会関連の事業及び登録チームでの活動（練習含む）の停止が含まれる
- ▶ 無期の登録資格停止と登録資格剥奪の違い
 - ▶ 登録資格剥奪は、永遠に復帰できない（処分の終了（第27条）を参照）

【該当条文】

- 1 日本協会関係者が遵守事項に違反したとき、日本協会は、以下に定める処分を課することができる。
- (3) 登録者等
- ①戒告：口頭による注意を行い戒める。
 - ②けん責：文書による注意を行い戒める。
 - ③有期の出場停止：2週間以上260週間以下、日本協会又は支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与を停止する。
 - ④無期の出場停止：期間を定めず、日本協会又は支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与を停止する。
 - ⑤有期の登録資格停止：2週間以上260週間以下、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止するとともに、登録チームでの活動を停止する。
 - ⑥無期の登録資格停止：期間を定めず、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止するとともに、登録チームでの活動を停止する。
 - ⑦登録資格剥奪：永久に日本協会の登録者等としての資格を剥奪し、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止するとともに、登録チームでの活動を停止する。

【解説】

戒告、けん責は記載のとおりです。

出場停止と登録資格停止の違いは、出場停止が、「公式戦」の停止のみであるのに対して、登録資格停止は、協会関連の事業及び登録チームでの活動（練習含む）の停止が含まれる点にあります。

また、無期の登録資格停止と登録資格剥奪の違いは、登録資格剥奪は、永遠に復帰できない点にあります。

27条を参照してください。

処分の期間については、WRのRegulations Relating to The Gameを参考にしていますが、同17.19.10のように、公式戦の実施週に応じた厳格な管理を求めるものではありません。ただし、実質的な処分の効果が生じているか（例えばシーズンオフに短期の出場停止は無意味です。）、慎重な検討は必要となります。

Players shall not be free to participate in rugby activities which a Disciplinary Committee or Judicial Officer (or, as applicable, Appeal Committee or Appeal Officer) has considered do not meet the criteria in this Regulation 17.19.10 and thus have not been included as a week for which the Player is suspended.

第4条（処分） 2 登録チームに対する処分

- ▶ チームに対する処分を検討する要件
 - ▶ 登録チームに所属する選手又は役員が登録チームの代表として行った行為に遵守事項の違反があった場合
 - ▶ 登録チームに所属する選手又は役員による遵守事項の違反について登録チームとして適切な監督を行っていない場合
 - ▶ 同一の登録チームに所属する3名以上の選手又は役員が同時に遵守事項に違反した場合、
- ▶ チームに対する固有の処分として、罰金

【該当条文】

2 登録チームに所属する選手又は役員が登録チームの代表として行った行為に遵守事項の違反があった場合、登録チームに所属する選手又は役員による遵守事項の違反について登録チームとして適切な監督を行っていない場合、又は同一の登録チームに所属する3名以上の選手又は役員が同時に遵守事項に違反した場合、日本協会は、以下に定める処分を課することができる。

- ①戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ②けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③罰金：一定金額を日本協会に納入する。
- ④有期の出場停止：2週間以上260週間以下、日本協会又は支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与を停止する。
- ⑤無期の出場停止：期間を定めず、日本協会又は支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与を停止する。
- ⑥有期の登録資格停止：2週間以上260週間以下、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止する。
- ⑦無期の登録資格停止：期間を定めず、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止する。
- ⑧登録資格剥奪：永久に日本協会の登録チームとしての資格を剥奪し、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する大会又は試合への出場、参加及び関与並びに日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催、共催する事業への参加を一切停止する。

【解説】

チームの処分は連帯処分的な性質を伴うことから、例外的です（監督義務違反や報告義務違反を含めた、遵守事項違反のあった日本協会関係者の処分にとどめるのが原則です。）。ここに挙げている事項も、絶対に処分を課さなければならないというものではありません。チームを処分する必要性や、処分がチームの選手及び役員全員に及ぶことの相当性を考慮の上、処分することになります。

登録者等には罰金を課することができませんが、チームに対しては罰金を課することが可能です。

第4条（処分） 3 遡及適用

- ▶ 「逃げ得」を許さない
- ▶ ただし、適用は慎重に行われる（あえて処分をし、公表するだけの必要性があるか）

【該当条文】

3 日本協会関係者及び登録チームが、期間満了又は登録抹消によりその地位を失った場合であっても、日本協会は、当該地位を失ってから5年間、本規程との関係において、それぞれの地位を有するものとみなし、前各項に定める処分を課することができる。

【解説】

例えば、自主的に登録を抹消する、あるいは処分手続中に登録期間が満了するなどした場合には、処分を免れられるのではないかと議論が生じるところです。しかし、特に重大な遵守事項違反があった場合など、「逃げ得」を許すべきでない場面もあると考えられます。

もちろん、あくまでも例外的なものですので、適用は慎重に行われるべきであり、あえて処分をし、公表するだけの必要性があるときに限って適用を検討すべきです。特に重大な遵守事項違反があった場合や、登録者等が処分を意図的に回避しようとしている場合に限って、適用がなされます。

第5条（資格停止の猶予）

- ▶ いわゆる執行猶予
 - ▶ 規定の適用を柔軟にするため
 - ▶ 特に選手を想定

【該当条文】

（資格停止の猶予）

第5条 過去5年間に日本協会の処分を受けたことがない日本協会関係者又は登録チームが有期又は無期の出場停止又は登録資格停止の処分を受けるにあたり、日本協会は、情状により、処分が確定した日から、3年以上5年以下の期間、出場停止又は資格停止の実行を猶予することができる。

2 前項に定める猶予期間中において日本協会関係者が違反行為を行った場合、日本協会は、直ちに当該日本協会関係者に対する出場停止又は登録資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。登録チームに対する猶予期間中において登録チームに所属する選手又は役員が登録チームの代表として行った行為に遵守事項の違反があった場合、登録チームに所属する選手による遵守事項の違反について登録チームが適切な監督を行っていなかった場合、又は同一の登録チームに所属する3名以上の選手又は役員が同時に遵守事項に違反した場合も同様とする。

【解説】

刑事事件にいうところの執行猶予に当たる規定です。

行為に対する処分を同様にすべき要請（平等原則）がある一方で、選手などに対しては処分を軽減する必要があるため、このような規定ぶりになっています。ただし、国内統括団体で明確にこのような規定を設けている例はほぼ見当たらないこともあり、どのような場面で適用すべきかは、十分な議論を要すると考えられます。

第6条（規律委員会の設置）

- ▶ 規律委員会 = 判断権者
- ▶ いわゆる特別委員会
- ▶ 他の委員会と同様に、理事会で委員を選解任する

【該当条文】

（委員会の設置）

第6条 本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき規律委員会を設置する。

2 規律委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

【解説】

処分決定のために規律委員会を設置します。

規律委員会は、現行のJRFUにおける位置づけとしては特別委員会であり、処分の必要に応じて開催されるものです。

後述するとおり、規律委員会のメンバーに対して、具体的な調査を依頼し、処分に関する判断をお願いする内容としていることから、規律委員会の外部性については、さらなる検討を要すると考えられます。

第7条（処分の原則）

- ▶ 中立=手続
- ▶ 公正=内容+手続
- ▶ 迅速=手続

- ▶ 内容だけでなく、手続が重要
 - ▶ だから詳細な規定を設けた

【該当条文】 （処分の原則）

第7条 日本協会は、日本協会関係者及び登録チームに対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

【解説】

記載のとおりです。
処分の内容だけでなく、手続についても適正が問われます。

第8条（代理人）

- ▶ 原則は本人が行うが、代理人の選任もOK
- ▶ 事実調査に対してのヒアリングは、代理人がいても本人が行わなければならない
- ▶ 代理権を尊重→連絡は代理人にも行う

【該当条文】 （代理人）

第8条 日本協会関係者及び登録チーム（以下「審査対象者」という。）は、処分手続を通じていつでも、処分手続に関する代理人を選任することができる。

2 代理人は、それぞれ、審査対象者のために、処分手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答は、この限りではない。

3 審査対象者が代理人の選任を日本協会に通知した場合、それ以降の手続において日本協会、規律委員会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

【解説】

記載のとおりです。

現時点ではチーム関係者等を代理人にすることを許容していますが、問題が多ければ代理人を弁護士に限ることも考えられます。

第9条（事実調査の開始）

▶ 何が起これば 調査を進めるか



【該当条文】

（事実調査の開始）

第9条 事務局長は、インテグリティ相談窓口からの報告その他の理由から事実調査が必要であると判断した場合、規律委員長に対し、事実調査及び遵守行為の違反があった場合には処分案の答申を求めるものとする。

2 事務局長は、公益財団法人日本スポーツ協会の暴力行為等相談窓口その他の連携を通じて、事実調査が必要であると判断した場合、規律委員長に対し、事実調査及び遵守行為の違反があった場合には処分案の答申を求めるものとする。

【解説】

規律委員長が手続きを開始するのは、事務局長の指示に従って、となっています。これは、役員等については理事会、評議員会での手続きが、職員については端的に就業規則に基づく手続きが想定されており、規律委員会での手続きの対象が登録者等であることが予定されているからです。

事務局長は、各種通報窓口の指示を踏まえ、規律委員長に、調査及び答申を求めることとなります。もちろん、事務局長に自由な裁量があるわけではなく、各種通報窓口の指示が原則として尊重されます。その他、通報や現認が執行部に対してあった場合も、事務局長が規律委員長に対して調査及び答申を求めることとなります。

事実調査の進め方や、処分審査に進めるかなどの判断は、規律委員長に権限があることとなります。

第10条（事実調査パネルの選任）

- ▶ 規律委員会の中から、事案ごとに、事実を調査するメンバー（パネル）を選ぶ



【該当条文】

（事実調査パネルの選任）

第10条 規律委員長は、前条に定める事務局長の請求を受けて、規律委員会の中から、当該事実調査を実施するための事実調査パネルを構成する委員を選任する。

2 事実調査パネルを構成する委員は、1名以上とする。

3 事実調査請求に係る事実又は当事者と利害関係を有する者（親族、同一のチームに所属する者、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者を含むが、これに限らない。）は、事実調査パネルを務めることができない。事実調査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該規律委員は、事実調査パネルを辞任するものとする。

4 規律委員長は、事案が複雑である場合、弁護士、公認会計士その他の専門家によって構成された第三者による事実調査委員会に対し、事実の調査を委託することができる。

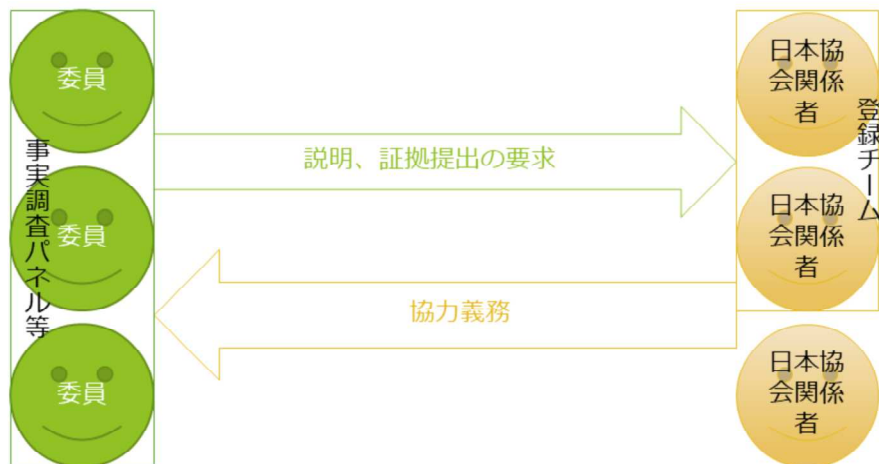
【解説】

手続に慎重を課すため、調査を実施するメンバー（事実調査パネル）と、処分を決定するメンバー（処分審査パネル）は別の者が務めることとし、それぞれ規律委員長が選任することになります。本条では、最初に事実調査パネルを選任する手続が定められています。

事実調査パネルの人数は1名以上とします。認定の判断が分かれるケースを想定すると、奇数人としておくことが適切です。争いがさほどないと見込まれるときは、1名だけの事実調査パネルでも許容されます。事後的に事実調査パネルの委員を追加することも考えられます。規律委員長自らが事実調査パネルを務めることも許容されますが、後述する暫定的資格停止が見込まれるようなケースでは、規律委員長が事実調査パネルを務めることは控えるほうが良いといえます。事案との利害関係を有する者は、事実調査パネルに選任されませんし、選任後に利害関係があることが判明すれば、事実調査パネルを辞任しなければなりません。利害関係の例として、規定では親族、同一のチームに所属する者、直接の指導者及びこれらに類する立場にあるものが列挙されていますが、各委員は、誠実かつ慎重に利害関係を判断することが求められています。

なお、重大事案では、規律委員会のメンバー以外に構成した第三者による事実調査委員会に対し、事実の調査を委託することもできることとしています。

第11条（事実調査）



【該当条文】 （事実調査）

第11条 事実調査パネル又は前条第4項に定める事実調査委員会（以下、総称して「事実調査パネル等」という。）は、事実調査請求のあった事項について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

2 事実調査パネル等は、必要に応じて適宜、日本協会関係者及び登録チームに対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

3 日本協会関係者及び登録チームは、前項の事実調査パネル等の調査に協力しなければならない。

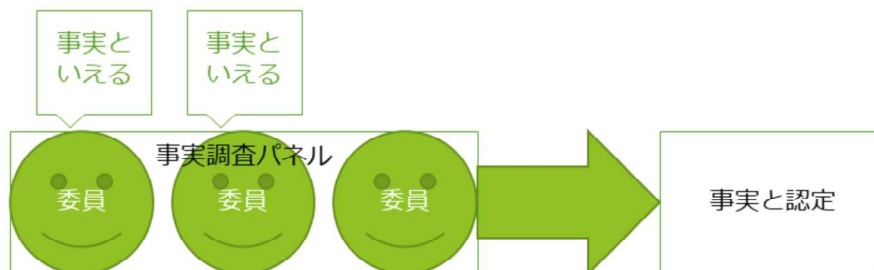
【解説】

事実調査パネルまたは第三者で構成された事実調査委員会は、事実調査を、中立、公正かつ迅速に行います。

事実調査パネル等は、日本協会関係者及び登録チームに対して各種調査を行います。日本協会関係者及び登録チームはこれに協力しなければなりません。協力しなかった場合には、JRFUの規定に違反したときとして、本規程3条2項2号に違反するものとして処分の対象になり得ます。ここでの日本協会関係者には、審査対象者も含まれます。

第12条（事実調査パネルの審理）

- ▶ 欠席不可
- ▶ 認定は過半数の承認を要する



【該当条文】

（事実調査パネルの審理）

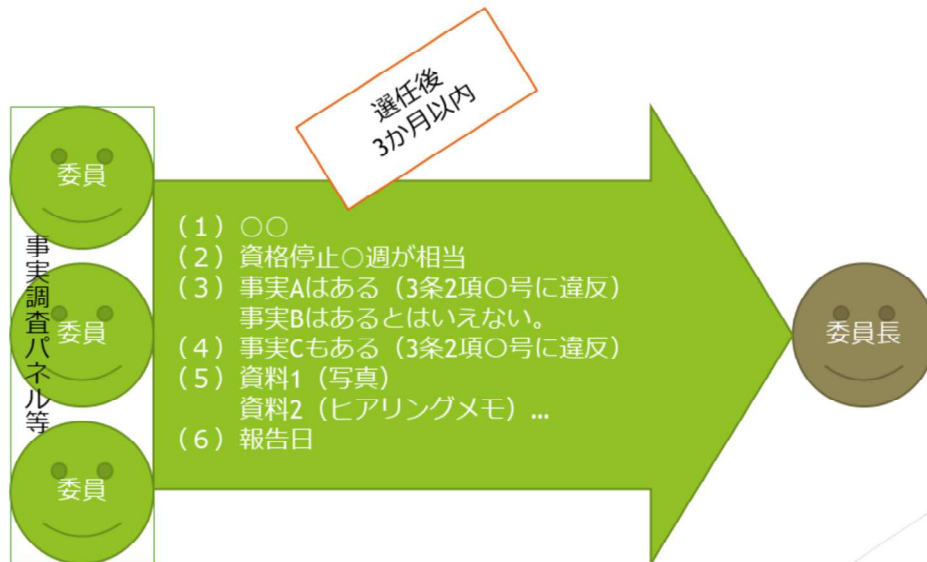
第12条 事実調査パネルの審理は、事実調査パネルに選任された規律委員全員の出席をもって開催し、事実調査パネルに選任された規律委員が複数人いる場合の議決は、出席した規律委員の過半数をもって行う。

【解説】

事実調査パネルは、全員出席で開催し、判断を行わなければなりません。仮に委員間で、事実認定や倫理規程違反の評価について判断が分かれた場合には、過半数の承認をもって認定を行います。

会議体の原則に従い、うち1名がパネルの長を務めることになります。

第13条（事実調査の報告）



【該当条文】

（事実調査の報告）

第13条 事実調査パネル等は、事実調査終了後速やかに、規律委員長に対し、次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- （1）審査対象者の表示
- （2）処分の要否及び適用されるべき処分案
- （3）事実調査の対象として申し立てられた事実に関する調査結果
- （4）その他、事実として認められる遵守事項の違反（もしあれば）
- （5）証拠の標目
- （6）報告日

2 事実調査パネル等は、規律委員長による選任又は委託から、3か月以内に前項の報告を行わなければならない。ただし、3か月以内に調査を完了することが困難な場合、事実調査パネル等は、規律委員長にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

【解説】

事実調査パネルは、規律委員長に対し、原則として3か月以内に、上記（1）から（6）に相当する事項を報告しなければなりません。

期間を延長することも許容されていますが、規律委員長がこれを管理する必要があります。

第14条（暫定的処分）



【該当条文】 （暫定的処分）

第14条 規律委員長は、前条に定める事実調査の過程において、登録者等又は登録チームについて重大な遵守事項の違反が存在する蓋然性が高く、直ちに処分をする必要があると判断した場合、登録者等又は登録チームに対し、暫定的な出場停止又は登録資格停止を実施するよう、専務理事に求めることができる。

2 専務理事は、前項に基づき暫定的な出場停止又は登録資格停止を実施する場合は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって暫定的資格停止決定を通知する。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 暫定的な処分の期間
- (3) 処分対象となる遵守事項の違反に係る事実
- (4) 処分の手続の経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日

(7) 処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分審査委員会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

【解説】

原則は、この後述べるように、事実調査パネル→処分審査パネル→理事会という流れで処分を定めるものですが、重大な事案であればあるほど、そのような厳格な手続きを待てないことがあると考えられます。

本条により、重度の処分が見込まれる場合には、事実調査パネルの答申があった段階で、規律委員長から専務理事に対して暫定的処分（出場停止または登録資格停止）の請求を行い、専務理事が暫定的な処分を課すことができることにしています。

この手続きだけ、規律委員長から（事務局長ではなく）専務理事に対して請求としているのは、業務執行権限のある理事に最終決裁権を与える趣旨からです。

第15条（処分審査の原則）

- ▶ JRFUからだけでなく、事実調査パネルからも独立した立場で処分案を決定する
 - ▶ 事実調査パネル=検察官
 - ▶ 処分審査パネル=裁判官

【該当条文】

（処分審査の原則）

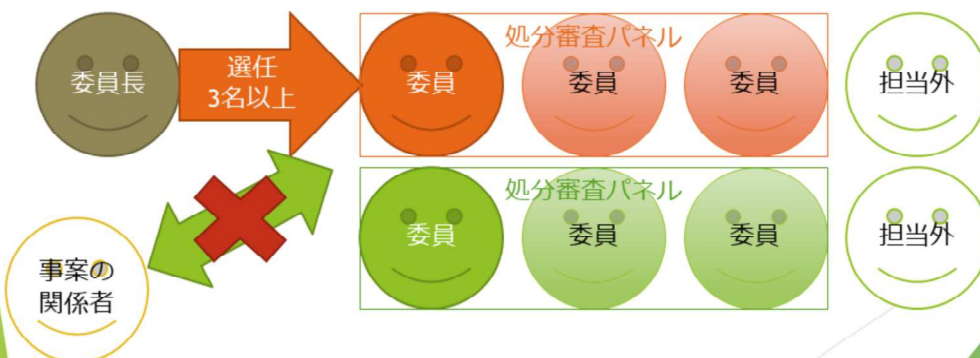
第15条 処分審査パネルは、事実調査パネルからの事実調査の報告を受けて、日本協会及び事実調査パネルとは独立して、中立、公正かつ迅速に審査し、処分案を決定する。

【解説】

JRFUからだけでなく、事実調査パネルからも独立した立場で処分案を決定することがポイントです。事実調査パネルが検察官的な役割を果たすのに対し、処分審査パネルは裁判官的な役割を果たします。

第16条（処分審査パネルの選任）

- ▶ 規律委員会の中から、事案ごとに、処分を決めるメンバー（パネル）を選ぶ



【該当条文】

（処分審査パネルの選任）

第16条 規律委員長は、事実調査パネルの事実調査の報告において、遵守事項の違反があると認められた場合、その内容に応じ、規律委員会の中から、当該処分審査を実施するための処分審査パネルを構成する委員を選任する。

2 処分審査パネルを構成する委員は、3名以上とする。

3 処分審査に係る事実又は当事者と利害関係を有する者（親族、同一のチームに所属する者、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者を含むが、これに限らない。）及び当該事案について事実調査パネルを務めた者は、処分審査パネルを務めることができない。処分審査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該処分審査委員は、処分審査パネルを辞任するものとする。

【解説】

手続に慎重を課すため、調査を実施するメンバー（事実調査パネル）と、処分を決定するメンバー（処分審査パネル）は別の者が務めることとし、それぞれ規律委員長が選任することになります。本条では、処分審査パネルを選任する手続が定められています。

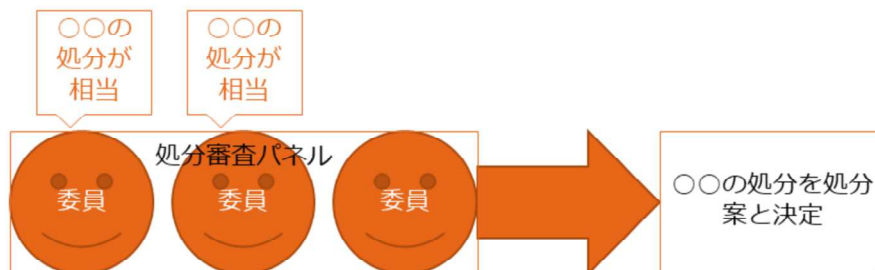
処分審査パネルの人数は3名以上とします。認定の判断が分かれるケースを想定すると、奇数人としておくことが適切です。事後的に処分審査パネルの委員を追加することも考えられますが、その必要性はさほどないと思われます。規律委員長自らが処分審査パネルを務めることも許容されます。

事案との利害関係を有する者は、事実調査パネルと同様に、処分審査パネルにもに選任されませんし、選任後に利害関係があることが判明すれば、処分審査パネルを辞任しなければなりません。利害関係の例として、規定では親族、同一のチームに所属する者、直接の指導者及びこれらに類する立場にあるものが列挙されていますが、各委員は、誠実かつ慎重に利害関係を判断することが求められています。事実調査パネルと異なり、調査後でありイレギュラーが少ないため、辞任するようなことはなるべく避けるようにしてください。

事実調査パネルと異なり、処分審査パネルに代わる第三者委員会はありません。

第17条（処分審査パネルの審理）

- ▶ 欠席不可
- ▶ 議決は過半数の承認を要する



【該当条文】

（処分審査パネルの審理）

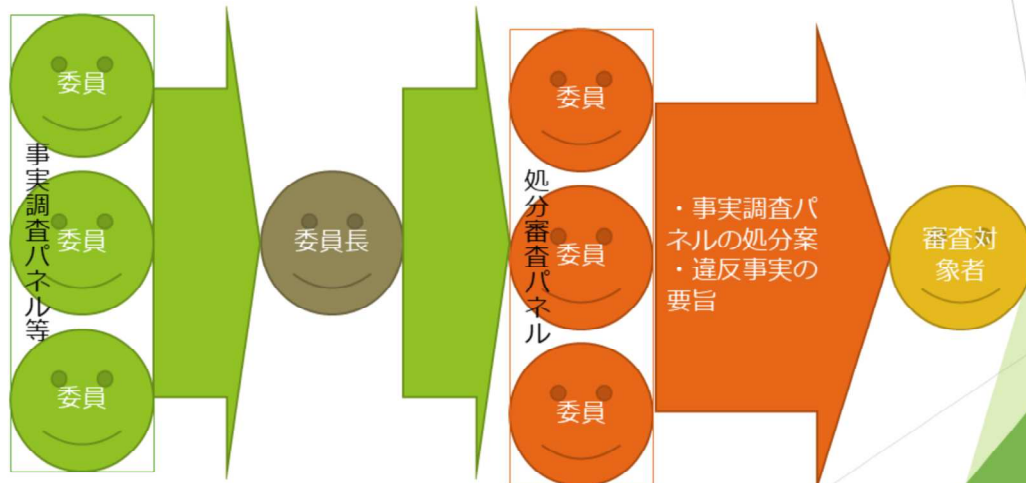
第17条 処分審査は、処分審査パネルに選任された規律委員全員の出席をもって開催し、その議決は、出席した規律委員の過半数をもって行う。

【解説】

処分審査パネルも、全員出席で開催し、判断を行わなければなりません。仮に委員間で、処分に関する意見や手続に関する方針について判断が分かれた場合には、過半数の承認をもって意見や方針を決定します。

会議体の原則に従い、うち1名がパネルの長を務めることになります。

第18条（審査手続の開始）



【該当条文】

（審査手続の開始）

第18条 処分審査パネルは、審査対象者に対し、速やかに事実調査パネル等から提出された報告のうち、適用されるべき処分案及び遵守事項の違反に係る事実の要旨を送付し、審査手続を開始する。

【解説】

審査手続は、事実調査パネルから審査対象者に対し、処分案と事実の要旨を送付することから始まります。

事実調査パネルの答申書すべてを送る必要はありませんが、処分の見込みを知らせる観点から、違反事実の要旨だけではなく、事実調査パネル等の処分案を送ることにしています。

第19条（審査対象者の弁明）



【該当条文】

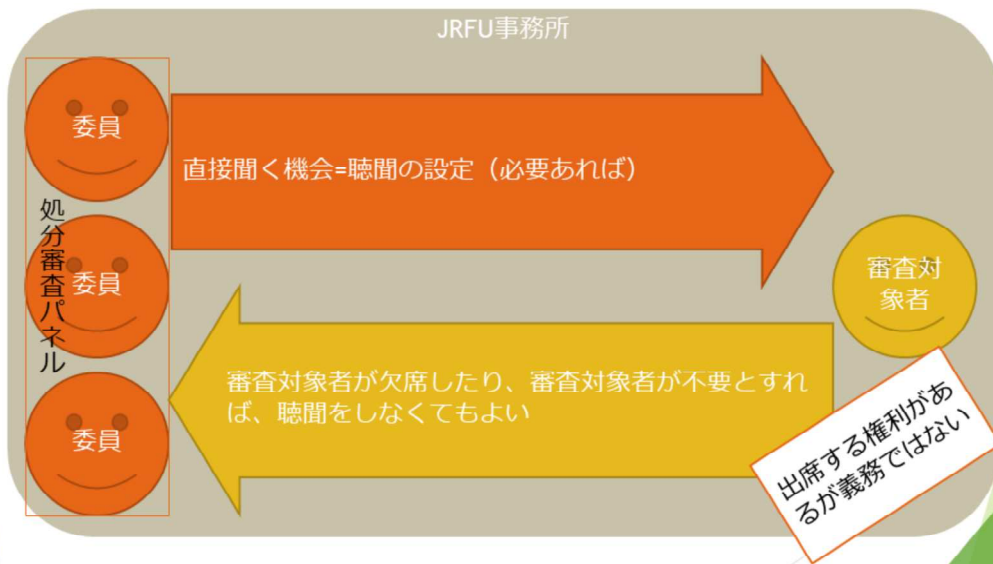
（審査対象者の弁明）

第19条 審査対象者は、前条の要旨が審査対象者に発信された日から3週間以内（又は処分審査パネルがこれより短い期間が相当と判断した場合には相当期間内）に、書面にて処分の理由に対する認否及び弁明を処分審査パネルに提出することができる。

【解説】

審査対象者は、事実に対する認否及び弁明、すなわち言い分を処分審査パネルに提出することができます。なお、処分審査パネルは、審査対象者から書面の提出がなかった場合にも、手続きを進めることは可能です。

第20条（聴聞の機会）



【該当条文】

（聴聞の機会）

第20条 処分審査パネルは、必要があると判断した場合、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設けることができる。

2 聴聞場所は、原則として、日本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聞いて、処分審査パネルが定める。

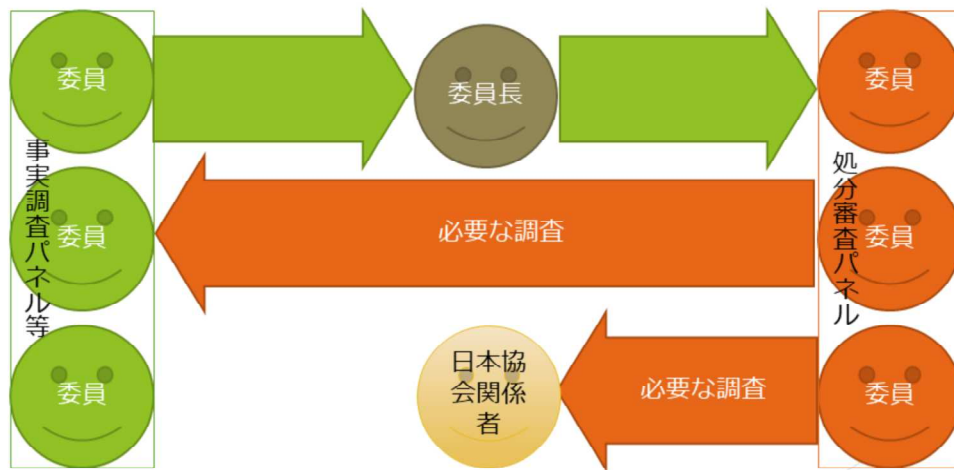
3 第1項の定めにかかわらず、審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、処分審査パネルは審査対象者を聴聞することを要しない。

【解説】

前条に定める弁明機会の付与に加えて、審査対象者から直接話を聞きたいと処分審査パネルが考えた場合には、JRFUの事務所において、審査対象者から話を聞く機会を設けることができます。期日は、当事者の意見を聞いて、処分審査パネルが決定します。

なお、聴聞に応じるかどうかは、審査対象者の権利であるが義務ではなく、聴聞に応じないときは、実際に聴聞を実施せず手続きを進めてよいです。

第21条（適正な処分のための措置）



【該当条文】

（適正な処分のための措置）

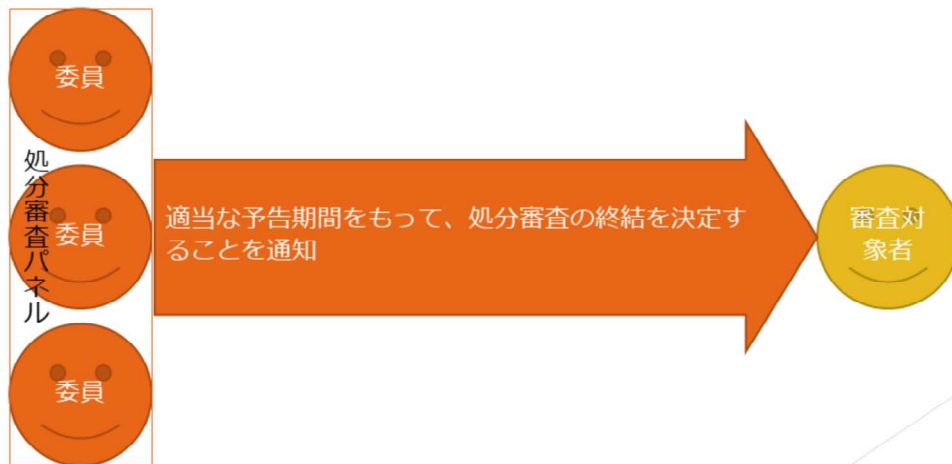
第21条 処分審査パネルは、必要に応じて適宜、日本協会関係者及び登録チーム、並びに事実調査パネルに対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

2 日本協会関係者及び登録チームは、前項の処分審査パネルの調査に協力しなければならない。

【解説】

処分審査パネルは原則として事実調査パネルの調査を信頼して処分をすればよいと考えられますが、審査対象者の弁明等を踏まえ、補充的な調査が必要であると判断した場合は、事実調査パネル等に補充を依頼し、又は直接必要な調査を行うことができます。この調査はあくまでも補充的なものでありますが、手法や期間に特段制限は設けられていません。

第22条（処分審査の終結）



【該当条文】

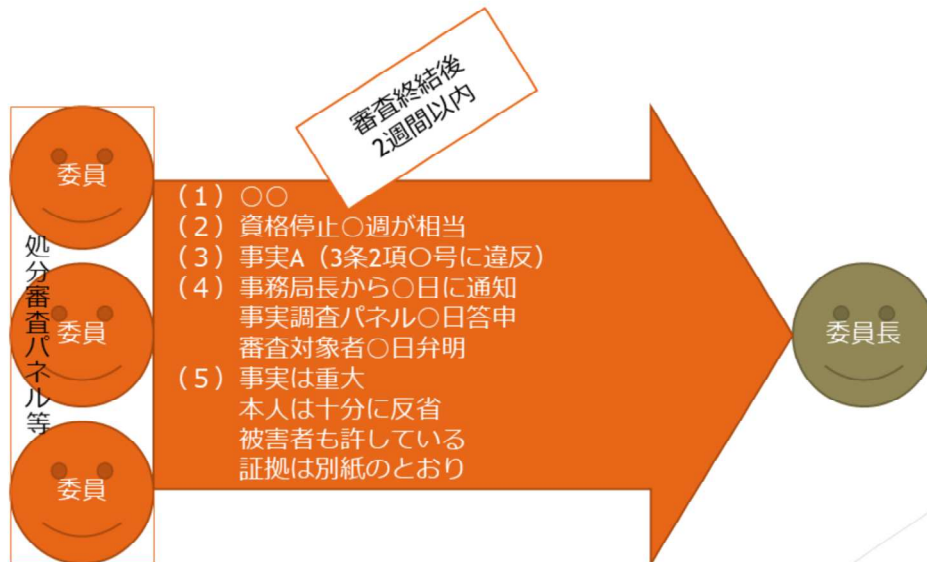
（処分審査の終結）

第22条 処分審査パネルは、当該事案の判断に熟すると認める場合、処分審査の終結を決定することができる。審査対象者が出席した聴聞期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間を置くものとする。

【解説】

処分審査パネルは、判断に耐えるだけの資料がそろったと考えれば、処分審査の終結を決定できます。ただし、審査対象者に不意打ちとならないよう、①審査対象者が出席した聴聞期日において決定をするか、②審査対象者が出席した聴聞期日外で決定をするときは、適当な予告期間をもって処分審査の終結を決定することを通知しなければなりません。終結の決定までの間、審査対象者は弁明を行うことができます。

第23条（処分案の答申）



【該当条文】

（処分案の答申）

第23条 処分審査パネルは、審査終結後2週間以内に、規律委員長に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

2 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分対象となる遵守事項の違反にかかる事実
- (4) 処分の手続の経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目

【解説】

処分審査パネルは、審査終結後2週間以内に、規律委員長に対し処分案を答申します。処分案には2項記載の事項をすべて含めなければなりません。

第23条（処分案の答申）



【該当条文】

（処分案の答申）

3 第1項の答申を受けた規律委員長は、速やかに、事務局長に処分案を通知し、事務局長は、速やかに、理事会に処分審査委員会の処分案を諮るものとする。

【解説】

規律委員長から事務局長へ、事務局長から理事会へ、順次処分案を諮るものとなります。この手続きには裁量の余地がなく、処分審査パネルの処分案のとおり、審議事項を上げる必要があります。

第24条（処分の決定）



【該当条文】

（処分の決定）

第24条 理事会は、処分審査パネルの答申を審議し、処分決定を行う。なお、理事会は、処分審査パネルの答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、専務理事は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- （1）審査対象者の表示
- （2）処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- （3）処分対象となる遵守事項の違反に係る事実
- （4）処分の手続の経過
- （5）処分の理由及び証拠の標目
- （6）処分の年月日

（7）審査対象者が登録者等又は登録チームにあっては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分審査委員会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

3 出場停止又は登録資格停止に当たっては、処分の効力発生日は、前項に定める通知が審査対象者に到達した時、又は理事会決定があった日から2週間後のいずれか早い日とする。

【解説】

最終的な決裁権限は理事会にあります。処分審査パネルの答申を尊重する、すなわち、特別な事情がなければその内容を変更してはなりません。

理事会の決定後、専務理事が審査対象者に通知を行うことになります。

第24条（処分の決定）



【該当条文】

（処分の決定）

2 前項の理事会決定に基づき、専務理事は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分対象となる遵守事項の違反に係る事実
- (4) 処分の手続の経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日

(7) 審査対象者が登録者等又は登録チームにあっては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分審査委員会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

3 出場停止又は登録資格停止に当たっては、処分の効力発生日は、前項に定める通知が審査対象者に到達した時、又は理事会決定があった日から2週間後のいずれか早い日とする。

【解説】

処分の通知に当たっては、所定の項目をすべて記載してください。

資格停止、出場停止の各処分の効力発生日は、通知の到達時又は決定後2週間後のいずれか早い日とします。

第25条（競技活動の自主的な停止）

- ▶ 行為直後に活動を自粛していればそれは評価
- ▶ あくまでも、JRFUの権利

【該当条文】

（競技活動の自主的な停止）

第25条 前条第3項の定めにかかわらず、登録者等又は登録チームが競技活動の自主的な停止を実施した場合、出場停止又は資格停止期間の起算日を、日本協会関係者又は登録チームが競技活動の自主的な停止を開始した時とすることができる。

【解説】

実質的に処分を「先取」しているときに、その判断を評価することができる趣旨の規定です。ただし、あくまでもJRFUの裁量に基づくものと考えられ、必ず考慮に入れる必要があるわけではありません。

第26条（処分決定に対する不服申立）

- ▶ JSAAに対する不服申立てが可能
- ▶ ただし、専務理事からの処分決定の通知があつてから、2か月以内に限る

【該当条文】

（処分決定に対する不服申立）

第26条 登録者等又は登録チームが処分決定に不服がある場合には、処分決定の通知があった日から2か月以内に限り、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2 日本協会は、前項の申立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

【解説】

JSAAへの不服申立てが可能です。期限は通常の仲裁機構の手続よりも短く設定しています。

JRFU内に不服申立ての部門を設ける（規律委員会内に不服審査パネルを設ける）ことも可能ではあります。

第27条（処分の終了）

- ▶ 有期の出場停止または登録資格停止の満了
→活動再開時に規律委員会の承認
- ▶ 有期の出場停止または登録資格停止で3分の2経過
→規律委員会及び理事会の承認で処分終了
- ▶ 無期の出場停止または登録資格停止で5年経過
→規律委員会及び理事会の承認で処分終了
- ▶ 規律委員会は「必要な指導」ができる

【該当条文】 （処分の終了）

第27条 日本協会は、有期の出場停止又は登録資格停止の処分を受けた登録者等又は登録チームが、期間満了後に再度登録者等又は登録チームとなろうとし、日本協会、支部協会若しくは都道府県協会が主催、共催する大会若しくは試合に出場、参加若しくは関与しようとし、又は事業への参加をしようとするときは、規律委員会の承認を受けなければならない。

2 日本協会は、有期の出場停止又は登録資格停止の処分を受けた登録者等又は登録チームが処分の終了を希望した際には、出場停止、又は有期の登録資格停止にかかる期間の3分の2を経過した後に限り、規律委員会及び理事会の承認を条件として、処分を終了させることができる。無期の出場停止又は登録資格停止の処分を受けた登録者等又は登録チームが処分の終了を希望し、処分の効力発生日から5年が経過した場合も、これと同様とする。

3 規律委員会は、前各項の承認を行うにあたり、登録者等又は登録チーム等に対し、出場停止又は登録資格停止期間中の活動状況につき報告を求め、必要な指導を実施することができる。

【解説】

処分の終了時の取り扱いと、処分を短くする「復権」に関する手続に関する定めです。期間が満了した場合は、規律委員会が活動再開を承認することとしています。また、被処分者が処分の短縮を求めた場合（有期については3分の2の経過後、無期については5年の経過後）には、規律委員会及び理事会が承認することを条件に処分を終了させることができます。承認権限に差があるところがポイントです。

いずれの場合も、規律委員会が報告を求め、指導を行うことができます。

第28条（記録の保管）

- ▶ 10年間は保管
 - ▶ 事実調査パネルの報告
 - ▶ 処分審査パネルの答申
 - ▶ 処分結果
- ▶ 適正な処分とその後の管理（復権を含め）のため
- ▶ 無期の処分／登録資格剥奪については、それ以後も保管の必要がありえる

【該当条文】 （記録の保管）

第28条 本規程に基づく事実調査パネルの報告、処分審査パネルの答申及び処分結果については、それぞれ、報告のあった日、答申のあった日、処分終了の日から10年間保管しなければならない。

【解説】

各機関の決定書面は最低10年間の保管を義務付けています。これは、適正な手続きと処分結果の管理のためです。これは、すべての処分が終了したものであっても10年は保管することを義務付けただけであり、無期の処分／登録資格剥奪については、それ以後も保管の必要がある点に注意が必要です。

第29条（遡及適用）

第30条（改廃）

- ▶ 手続規定に限っては、改正前の違反に対して適用する
- ▶ 改廃は理事会に権限があることを確認

【該当条文】

（遡及適用）

第29条 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の日本協会の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3章及び第4章を適用する。

2 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の日本協会の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を行った者については、本規程の第4章を適用する。

（改廃）

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

【解説】

手続関連の規定は、遡及適用（改正前の行為について適用）が可能であり、かつ手続保障の観点からは処分対象者に有利ですので、そのようにしています。理事会によって規定の変更が可能であることは、念のため確認となります。